

生駒市人権施策審議会会議録

日 時 平成24年11月5日(月)
午後2時～午後3時25分
場 所 市役所4階 403・404会議室
出席者 伊賀委員、奥田委員、兒玉委員、玉井委員、丹羽委員、野田委員、安田委員
委員 (欠席委員) 中村委員
事務局 新谷市民部長 上田人権施策課長 金水人権施策係長

※会議公開(傍聴者 なし)

配付資料 ・会議次第
資料1: 委員名簿
資料2: 生駒市人権施策審議会規則
資料3: 生駒市人権施策審議会傍聴要領
資料4-1: 生駒市自治基本条例
資料4-2: 生駒市自治基本条例パンフレット
資料5: 生駒市人権擁護に関する条例
資料6: 生駒市総合計画 *閲覧可能(文書大量につき委員のみに配布)
資料7: 平成24年度「生駒市の事業と予算」
*閲覧可能(文書大量につき委員のみに配布)
資料8: 人権施策実施プログラム(平成24年度作成分)
*閲覧可能(文書大量につき委員のみに配布)

審議事項

(辞令の交付)
(会長、副会長の選出)

案 件

- (1) 会議の公開と議事録の公開について
- (2) 生駒市における人権施策の概要
- (3) 今後の審議について
- (4) その他

【会議の内容】

(事務局)

<「挨拶」>

(副市長)

<委員に辞令交付>

<「挨拶」>

[副市長退席]

(事務局)

<出席委員紹介> <欠席委員の報告><事務局職員紹介>

本日、辞令交付させていただき、初めての委員会ですので、会長の選任は事務局で進めさせていただきます。選任後に会長の進行により、事務局からの報告を行い、案件等の審議をしていただきます。

それでは、まず、会長の選任につきましては、「生駒市人権施策審議会規則」第4条2項により、委員の互選により定めとなっております。

選出について委員の皆様のご意見をお願いします。

<委員互選により伊賀委員を会長に選出>

<会長挨拶>

<各委員の自己紹介>

<会長指名により丹羽委員を副会長に選出>

「生駒市人権施策審議会規則第4条第4項」

<会議の公開について>

- ・会議は公開、個別事項でプライバシー等に配慮する必要がある場合は、委員の発議により判断する。
- ・議事録についても、公開とし、プライバシー等に配慮する必要がある場合は、審議会で検討する。
- ・傍聴については、傍聴者のおられるときに、その都度、検討する。

<配布資料の確認>

(会長)

それでは、案(2)「生駒市における人権施策の概要」について、事務局から説明をお願いします。

<事務局より「生駒市における人権施策の概要」説明>

(会長)

この件について、質問や意見はありますか。

無ければ、続けて、(3)「今後の審議について」ですが、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

<事務局より「今後の審議について」説明>

(会長)

日程調整の前に、人権に関する市民意識調査の概要の裏面のスケジュールを見ると、人権の審議会という欄が、この審議会に審議を求めるスケジュールであると考えていいとい

うことですね。

(事務局)

そうです。ただ、これは予定ですので若干ずれると思います。

(会長)

これで言うと、今日が委嘱式で平成25年度は調査票の確定だとか配布だとか集計を始めるだとか、前段階での審議が予定されているのですが、この審議会で、人権や男女共同参画の意識調査の審議を求めるとというのが基本的な市側のこの審議会に対する仕事であるということですね。

(事務局)

はい、そうです。お考えや、ご意見を聞かせていただきたいということです。

(会長)

そうすると、まず、この意識調査をするということで、スケジュールも大体示されたのですが、審議会で、こういう点、こういう視点で議論をしておいた方がいいとか、この議論はするべきだとかいうようなところで、人権意識調査の前段階での議論というのは、必要なか、必要ではないのか、みなさんのご意見を先に聞かせていただけますか。この人権施策審議会で事前に検討しておいた方がいいかなというような問題意識が、何か皆さんの中であれば、先に聞かせていただけますか。

(委員)

私は、この審議会以外にも豊中市で男女共同参画の意識調査の分析を去年したところなのですが、意識調査を何故するのかということから、まず検討したらいいのではないかなと思います。というのは、私なりには単に意識を測るということだけではなくて、意識調査というのは啓発の側面もあると思いますので必要だとは思いますが、それを考えると8年毎というのは、生駒市は間が空き過ぎているのではないかなというふうに思います。そういう意味でも、もっと短いスパンで意識調査の必要性があるのではないかなというのが1点、それから、意識調査のしっ放しのところも多いのです。

やはり、いかに市民と行政とがコラボレーションしていく上で、啓発というのも重要だと思いますが、施策に活かせるような調査にしなければ意味がないと思いますので、形だけしましたというのは駄目だと思いますから、そういう意味では、かなり慎重に議論をした方がいいと思います。仕事として必要なのは、これまでの意識調査がどのようにされてきたのか、やはり比較をしないと、比較の部分も必要だと思いますので、これまでの意識調査がどのようなものをしてきたのかというような勉強会が絶対必要かなと思いますし、調査設計については、基本的には事務局の方でされると思うのですが、それをしっかり見ていって意見を述べさせていただくというようなことも重要かと思えます。その辺のところ、どこまで審議会が関わるのかということについても十分に検討しておかないといけないのではないかなと思います。

(会長)

最後に言われた審議会がどこまで関わるかというのは、たぶん、あまり直接的に関係なしに、こちらはこの点は留意しなさいよとか、利用についてはこうすべきだとかという意見を聞きながら、ずっと作業は進んで行くのかなという気がしたのですが、その辺は、審議会とどういう関係になるのですか。

(事務局)

先ほど言いましたように、実際に5月くらいになると実施設計に入っていけないといけなくなるので、実際に質問項目を固めていかなければならない。だから、質問項目について、こういう質問項目にしたらいいいのではないか、このような質問は好ましくはないので

はないとか、そういうご意見は出来たら4月くらいまでにいただければいいのかなというふうに思います。それ以降は、もちろん、その前に決めておかないといけないと言ったら、全部決めておかないといけないということになってしまうのですが、調査結果をどういう方向性を持ってするかということとか、どういう答に導いていくのかという、もちろん、答は調査してみないと分からないところがあって、実際に出てきた中間点のときに、スケジュール的に言いますと9月か10月くらいに、中間点の時点では数値的なものしか出てこないと思うのです。そこから、どう考察するかは、まだまだ、そこから見えてこないところがあるのですが、その辺でも審議会としてのご意見、委員様のご意見をいただければ、今後、報告書を煮詰めていく一つの強力なアドバイスになってくるのかなと思います。

(会長)

それでは、この審議会が実施主体ではなくて、この審議会が人権意識調査をするという実施主体になって、項目を決めるなど、こういうふうに活用するなどというふうにするというより、お目付け役みたいなものですね。

(事務局)

仰られるとおりです。

行政が調査を実施するに当たって、ご意見をいただいて、参考にするということです。

ただ、予算のこともありますので、この調査費用を平成25年度予算に上程するところで、まだ、予算の提出日が来ておりませんので、提出してから、まだまだ、これからヒアリングをしていきながら、当初予算額をを削られながらということもあって、実際、予算額が決まってからになりますので、3,000の標本数にしましても、予算上、もう少し削らないといけないという可能性もありますし、その辺は、次回の審議会は年明けに開くときには予算的なものも、ある程度決まっていますので、もう少し、はっきりした設計的な案は出せると思います。

(会長)

それで言うと今、先ほどの委員が言われたように男女共同参画と人権の両方のテーマで調査の内容とか従前との継続性などという作業は、事務局でされたのを順次、この審議会に出してもらえるのですか。

(事務局)

それは、出来ます。ただ、男女共同参画につきましても、審議会がありますので、男女分の質問事項については、そちらの方の審議会でご意見をいただこうと思っています。この審議会から出したら駄目だということではなくて、ご意見をいただきながら進めていこうと思っていますので、二つの審議会が男女分の項目と人権分の項目を分けて、ご意見をいただくということで考えております。

(会長)

それでは、半々でいくわけですね。それだったら、この審議会で両方した方が早いですね。

(事務局)

それは、分かるのですが、条令上、設置している審議会が二つ別にありますので、ご意見をいただくのはいいのですが、男女共同参画の審議会をクローズにするわけにはいきませんし、その審議会は専門的な要素で人選もしていますので、男女分の項目を審議していただく、それも踏まえて、こちらの審議会からも、このような意見が出ているということをご報告もさせていただきます。

(会長)

双方の審議会で留意点が調査に反映されているか、目標との関係でどうかなどということ議論するのに、半分ずつ分けて議論するよりは、両方の審議会が全体について議論をする。ただし、男女共同参画は、その趣旨、立場で議論をし、我々も全体で人権施策という観点から意見を言うという乗合というようにした方が良いような気がします。どうですか。

(委員)

いいと思います。両方の審議会でクロスした方がいいと思います。

(事務局)

本来、別々で意識調査するものですので、それを同じ土俵上で同じ時点で認識をとるとするのは、例えば、男女の分でしたら DV であったり、いじめであったりなどは、人権上で、ある意味、同じことになりますので、表裏の関係になるケースもあると思うのです。その辺で、関連性のある問題が人権で出したものと男女で出したものとの因果関係のようなものが出てくる可能性もありますし、その辺のご意見は充分にいただきたいと考えております。

仰るような形でなるべく進めたいと思いますが、なにぶん、もう一つの審議会のご意見もお聞きしないとイケませんので。

(委員)

私がこだわるのは、今後のスケジュールを考える上で仕事量がどれくらいになるのかが、いまひとつ分からない、見えないと言いますか、例えば、吹田市ですと業者に全部任せてしまって、そのデータを見せてもらうという形なのです。豊中市の場合は、私が別途、雇われまして学識経験者として、分析もし、フィードバックもしましたので、市によって意識調査の方法が違うのです。実際に施策にフィードバックさせていくためには、分析をきちんと施策に反映できるような分析にもっていかないと意味がないと思います。結局、お金を捨ててしまうことになると思うのです。それが、私はとても心配で、ここでの役割と分析をどういった形にするのか、業者に任せて、数字だけ出たものを後で読み取るだけにするのか、その辺のことも含めて、最初にはっきりしておかないと、スケジュールもタイトなようですので、心配しております。

(会長)

今、委員から言われた問題は、この審議会の権限、役割と実際の人権意識調査の作業をして、集約をして、分析をして、講評をして施策に反映するという行政内部の作業との関わりですね。ここを少し明確にしておいた方が良く、審議会として何をするものであるかと、どうした意見を求められているのかというところの整理をしておいた方がいいと思います。事務局としては、人権施策に係る意識調査を行政は予定をしています。その中には、今回、人権と男女共同参画というテーマで、先ほどの概要のような約3,000人の抽出をして調査をしようと思っています。それについて審議会のご意見をいただきたいということですね。

(事務局)

次回、調査項目の具体的な質問の内容など、趣旨などのようなものを踏まえて、ご説明させていただきます。

(会長)

この審議会で行政がした調査の結果分析をするという権限なり、責任を与えてくれるのかということ、そうではないのですか。

(事務局)

基本的には、ご意見をいただいて、中間地点では数値的な問題だけになってくると思いますので、その数値的な問題に対して、今、人権分の質問についての意見というのは、この審議会を出していただいて、それを報告書にまとめることは可能だと考えています。逆に、そこまで委員さんがしていただけるのであれば、事務局としては、結構なことかなと思います。

(会長)

先ほどに委員のご指摘は、その辺をきちんとしないと、数だけ出てきて最終講評したって、それを見た市民の方もあまり面白くないというか、深みがないと思うのではないですか。

(事務局)

仰るとおりです。

当初は、質問項目について、行政が勝手に考えた質問よりは審議会でご意見をいただきながら、丸めた形の質問項目にすることを主眼としていたのですが、今のご意見をいただいておまして、出た答に対する考察をしていただけるのでしたら、事務局としましては、その方がありがたいなという気持ちを持っています。

ただ、そうなりますと、先ほどの委員が言われましたように、数字だけではなくて、それを考察するには〇×のような、はっきりするような意見にまとまってきていたらいのですが、どちらとも言えないというようになってくると、例えば、ひとつの質問項目について、ご意見をいただくとしたら、それをまとめようとすると、なかなか難しいところもあるのかなという気はします。全部について出来ないとしても、ある程度それを進めていっていただけるものであるならば、それは結構であると事務局としては考えています。

(委員)

分からないということが多いということは、前回のものは考察を視野に入れた問いになっていないかもしれないということですよ。

(事務局)

これは、前の人権意識調査の分を言っているのではなく、最近の意識調査というのは、どの意識調査も分からないというのが結構多いのです。どちらとも言えないという言い方が合うかもしれませんが、それも質問に書くこと自体が、質問内容にもよりますが、そこに誘導しているところも場合によってはあるかもしれないですがね。

(委員)

逆に何のための調査かですよ。

(事務局)

先ほど、課長が言っていたのですが、これが人権だけの分だったら、そういう形でいいのですが、それが男女共同参画の分を含めてという形になるので、そちらの審議会と同じようにしていただけるのであれば、出来るかもしれないです。ただ、両方を合わせてクロスさせての分析になるということになれば、かなり難しい部分も出てくるのかなと思います。その辺を、どういうふうにするかということは技術的な問題もあると思います。

(事務局)

ご意見をいただくのは全く良いと思うのです。実際に出た数字について、どうお考えいただくかということ、この審議会ですべていただくのは良いと思うのですが、ただ、審議会は二つ別にありますので、男女分は男女分でいただく、人権分は人権分でいただくという形になると思います。

(会長)

議論をもう一度整理すると、審議会がどこまでの権限と責任を持って今回実施されようとする人権、男女共同参画に関する市民意識調査、生駒市行政が行う調査に対して、どういう関わりをするかという部分で、今、議論を整理しておきたい。この審議会で、これをしたかと思っているのに、それは、あなた方の権限ではないというようなことが後で出るよりは、始めに理解をして進んで行かないと、あなた方は勝手にするのかということになっていけないので、始めに整理をしておきたかったのです。大変良い指摘を、その点でいただきました。

やはり、実施主体が最終的には、調査結果についての分析及び評価をするということになるということでしょう。この審議会が実施主体になって、生駒市人権施策審議会と銘を打って市民に対して、生駒市はこんな人権施策をしているのですが、これについてご意見いかがですかということをするなら、私も評価をし、市にも意見を述べ、市民にもオープンにするということですが、そうでないということは、始めに確認をしておきましょうか。

(委員)

作業をすることが分かったら、この審議会の関わりが分かるのですが、その点が分からないです。

(事務局)

今、予算を計上しようというところですので、実際のところ、どれだけ予算が通るかによって違ってくると思います。

(委員)

審議会の回数がということですか。

(事務局)

そうではなくて、意識調査自体の予算がどうなるかです。この審議会を何回開いてもいいのですが、意識調査の予算の額によっては意識調査の規模も小規模になったりするように、事務局といたしましても回収率は、なるべく上げたいということもありますし、そうでないと20%、30%でどうこう言っても、結局のところ70%が答えてはいないではないかということになるので、そういうこともあって、どういう質問にするか、それで、どのようなことを測れるのかという、そういう意味合いもあります。

副市長も言いましたように、人権課題が多すぎるので、国などのように全部羅列して浅く聞いているところもありまして、どういう形がいいのか、その辺も含めて示させていただきますが、意識を確認するためには、ひとつの質問にクロスで何回も聞いていくというスタイルが良いのです。そうすると、ひとつの質問が深まっていくのです。そういうような質問をすると、そこは深く意識的なものが、ある程度出てくるということもありますし、そういう形でしていくと質問数がどんどん増えていくということになりますし、その辺をある程度見ながら進めていきたいと思っております。

(会長)

実際は、事務局の案は、いつ頃出来そうなのですか。

(事務局)

大体出来ています。こういう人権の質問というのは決まってきました、年代格差を見る場合は、前回の平成16年にした質問をもう一度ぶつけてみて、今の数値と過去の数値にどのような差異が見られるのかなど、今の世相を踏まえた新しい質問をして、それで判断をするなどというケースがあって、形式的には今、県の調査とか国の調査などがありまして、最近では、大阪府と大阪市が一緒に調査をしたなどという事例などがありますので、

その中で抽出したもので原案を作ろうとしたら、年明けの一月くらいに開催していただいたら、予算もある程度煮詰まってくるし、その時に案の提示くらいはさせていただけると思います。

(委員)

意識調査の概要とか、調査票の検討などを、このスケジュール表に具体的に書いておられるではないですか。ということは、1月でしたら、意識調査の概要の説明ということになるのですね。

(事務局)

まずは、過去にどのような調査をしたかとか、近隣の最近の事例で他の市は、どのような調査をしているかなどか、結果、どういう形になったなど、そういうところを踏まえて、今度は、どう生駒市の質問事項に入っていくという、そのような段取りになるかなと思っております。

(委員)

次の審議会では、このような調査票を作りましたが、どうでしょうかというような内容になるのですか。

(事務局)

1月に過去の事例とか、最近の近隣の事例などを紹介させていただいて、そのイメージを掴んでいただいた後、2月くらいに、生駒市の原案的なものを見ていただいて、それに対して、ご意見をいただいて、それに付け加えるなり、抜いてしまうなりさせていただくような形にして、ある程度原案のようなものを今年度内に持っておいた方が、4月に入ったときにプロポーザルなり、入札にしても、質問数はどれくらいでとか言わないことには予算が出てきませんので、それまでには質問数などを3月までに確定させておきたいという考え方をしております。

(委員)

こういう意識調査というのは、いろいろあって、啓発の部分があるじゃないですか。意識調査をされている間に、そう、ああいうことはしてはいけないのだとか、調査自体が考えるきっかけになることがありますので、アンケートの項目というのは本当に大事なと思います。今の事務局の予定としては、来年の1月時点で以前の意識調査が、このようなものでしたとか、その結果と最近、近隣でされている調査項目、調査結果などを見て考えていくということは必要なのでしょうが、アンケートの項目というのは、よく吟味していかないと、それによって読む人、受ける人が良い意味で啓発されるのでしたら良いのですが、何か、曲った方向に行くと、そんなことを言っているのだったら、私もこれで許されるのかなと思って行くようになるので、調査項目をかなり吟味しなければならないなど、つくづく思っているのです。

(会長)

仰るとおりですね。

啓発的であれば、誘導的効果もある。行政がどこまでできるのかとなったら、ものすごく問題があると思いますね。方法によっては、でたらめな市民誘導だってあり得るでしょう。これも、憲法の先生から意識調査の原理原則などを教えていただいたらと思います。心理学的なものも考えつつ、この審議会としては行政が実施する意識調査について、人権施策若しくは人権の進展にマイナスにならないように配慮して、その都度、内容にも、回収されたものについての検討の視点などにも、その都度意見を言うという立場で関わることでもいいですかね。委員の皆さんで、こういう方向でいいということになるか、こちらで案文まで作ろうというふうにするか。それは無理ですよ。

(委員)

それは無理です。

(会長)

それでは、事務局がされるということに対して、その都度、必要に応じて意見を述べる。必要に応じて資料の提供は男女共同参画と人権を区別しないで、一体で資料を出してほしい。男女の審議会でも同じようにしていただくということで意見交換もあり得るということでもいいですね。

(全委員)

はい。

(会長)

それでは、そのこのところはこうしましょう。もうひとつは、目的は何なのか。どういうふうにご利用するのか。かねて実施してきた調査との関係で継続性と、この三つはきちんと議論をしておいたほうがいいでしょうということになりますね。

(委員)

はい、そうです。

(会長)

これは、先ほどの目的から言えば、啓発の意味も当然、意識されなければならないし、誘導ということが行政として許される範囲と許されない部分があるだろうし、そこをチェックすることが、この審議会では大事だと思います。そうしましたら、事務局との作業との関係で、我が審議会の日程を今から検討して入れていくということにしましょうか。いいですか。

(全委員)

はい。

(会長)

今のお話だと大体、年明けの1月くらいには何らかの事務局の柔らかい段階の案を出していただいて、目的、利用、表現などを我々で審議できるという時期になりますか。

(事務局)

はい。このようなものであるという事例ということで前回のものも提示させていただきます。

(第2回、第3回会議開催日程調整)

(会長)

他に事務局から何かありますか。

(事務局)

前回の審議会の会議録を配布しておりますので、修正等ありましたら、お手数ですが11月末までに事務局に連絡をくださるよう、お願いします。

(会長)

次回の審議会では、この審議会としての意識調査に対する大方の外郭的意见などが形成されていけばいいかなと思います。では、次回の審議会では議論を深めるということで、本日の会議は閉会とさせていただきます。